

鎌倉市農業委員会 令和3年度 第3回総会 議事録	
日時	令和3年(2021年)6月23日(水)15時30分開会
場所	鎌倉市役所第3分庁舎1階講堂
委員名	1番小川和己、2番浜野清一、3番石澤一英、 4番市川幸子、5番小泉紀久夫、6番柏木博明、 7番和田雅裕、8番落合るみこ、9番岡崎和彦、 10番飯田正実、11番平井保男、12番郷原均、 13番三橋義昭、以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・飯田担当係長・小田主事・名塚職員・酒井職員
欠席委員	7番和田委員
議長(平井会長)	定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。7番和田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので、報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、1番小川委員、2番浜野委員にお願いいたします。 現況証明委員については、9番岡崎委員、10番飯田委員にお願いいたします。
議長(平井会長)	それでは、日程第1、報告第8号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件、事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第1、報告第8号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、5月11日から6月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の1から7ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1ページの番号1と、4ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和3年7月19日に駐車場へ転用のため、令和3年6月14日に専決処分いたしました。 続きまして、1ページの番号2と、5ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年6月15日に専用住宅へ転用のため、令和3年6月4日に専決処分いたしました。 続きまして、2ページの番号3と、6ページの整理番号3の案

	内図をご覧ください。 本件は、令和3年6月11日に駐車場へ転用のため、令和3年6月8日に専決処分いたしました。 続きまして、3ページの番号4と、7ページの整理番号4の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年6月17日に共同住宅へ転用のため、令和3年6月8日に専決処分いたしました。 以上4件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。届出には、計画図のようなものは付けてくるのですか。
事務局(名塚職員)	議長。届出の添付書類として、計画図等は法で特に義務付けていないので、提出は求めているものになります。
3番(石澤委員)	議長。そうですか。整理番号4、宅地転用の資料ですが、おそらく、共同住宅の敷地ということだと思いますが、99㎡となっています。共同住宅が建つには、敷地が小さいと思うのですが、かろうじて一戸建てで3階建てくらいが建つ面積だと判断できるのですが、果たして共同住宅が建つものなののでしょうか。ここだけだったら多分建てないと思うのですよ。だから計画図みたいなものはあるのかなと思って質問しました。
事務局(名塚職員)	議長。こちらの届出の対象地は、延べ床面積が108.72㎡で出ていますが、具体的にどういう形で土地利用をされるかというところまでの確認は、特にしていません。
3番(石澤委員)	議長。分かりました。
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第9号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第2、報告第9号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、5月11日から6月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料8ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 8ページの番号1と、9ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和3年8月1日に専用住宅へ転用のため、令和3年5月27日に専決処分いたしました。

	以上1件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。ここは筆が3つに分かれていると思いますが、この間はつながってはいないのですか。
事務局(名塚職員)	議長。この間は、市の所有の道ということになっており、今回一体で利用するということで道路部門と調整をしているところです。
3番(石澤委員)	議長。公図上の道路の上にも住宅が建ってしまうということですね。
事務局(名塚職員)	議長。敷地の一部として利用されるということで、上にも建つということになります。
3番(石澤委員)	議長。そういう場合、市は地代みたいなのはとるのですか。
事務局(鈴木局長)	議長。現地は開発許可をとって行うものになるのですが、今回転用の届出が出たところ、今お話した赤道(あかみち)といわれるところを含めて一体で開発の区域とする中で新しくできる道路と今回赤道(あかみち)になっているところは廃止をして新しい部分に置き換わる中で、土地が整備されることになります。最終的には市の土地を使うような宅地は存在しない形になって新設の道路を市が引き受けて相互帰属という形で交換が行われることになります。
3番(石澤委員)	議長。分かりました。
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、1件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第3、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、ご報告します。 送付資料の10ページをご覧ください。 本件の、土地の所在等は、お手元の資料のとおりです。 農地法第18条第1項では、農用地利用集積計画により農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除ができないとされていますが、ただし書きで、合意による解約が、農地を引き渡すこととなる期間前6ヵ月以内に成立したもので、その旨が書面で明らかであるものは、この限りでないと規定されています。 本件は、令和3年5月21日に合意による解約が成立し、令和3年5月31日に農地が引き渡されました。 この解約成立後、30日以内に農業委員会に通知することとなっており、本件は、この合意解約に基づく通知があったものです。 なお、対象地につきましては、新たな転借人の候補が決まっており、来月以降に新たな利用配分計画について手続きが行われる予定です。以上で報告を終わります。

議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第4、議案第8号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料12ページの議案書、13、14ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から■■■■に農地を貸し出すものです。参考資料の白塗りの土地が本件の対象地で、斜線地は現在、■■■■が耕作している土地です。 農業公社から■■■■への貸し借りについては、令和3年6月23日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしております。 賃借料については、1平方メートル当り24円で、年間62,000円となっています。■■■■の農作業従事日数は年300日、鎌倉市内で約10,184㎡を耕作しており、世帯員含め5名で営農しているとのことです。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の落合委員から補足説明をお願いします。
8番(落合委員)	議長。8番。6月17日木曜日午後1時30分から、平井会長、現況証明委員の和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の耕作状況を確認したところ、レタス、バジルなどの作付けが行われていました。今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。 が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第8号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第8号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第9号、農業委員会の適正な事務実施に係る令和2年度点検・評価、及び令和3年度活動計画案について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第5、議案第9号、農業委員会の適正な事務実施に係る令和2年度点検・評価及び令和3年度活動計画案について、ご説明いたします。 お手元の送付資料16ページの参考資料をご覧ください。 平成28年4月に改正施行された、農業委員会等に関する法律第37条、情報の公表には、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されています。 また、本規定に基づく情報の公表の具体の手続きは、農林水産省経営局農地政策課長名で農業委員会事務の実施状況等の公表について規定されています。 これを受け、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和3年度活動計画案について作成したものです。 今後につきましては、本日ご承認をいただければ、6月末までに公開し、7月末までに神奈川県を通じて国へ報告する予定です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第9号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第9号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、その他、諸般の報告について、2件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第6、その他、諸般の報告について、2件、ご報告いたします。 1件目は、7月27日火曜日に本年度第1回目の農地相談会をJAさがみ・鎌倉市・農業委員会事務局とで実施する予定です。 農家の方へは、JAの回覧で周知をする予定です。 場所はJAさがみ玉縄支店で行います。 相談者にはあらかじめ予約をお願いしています。

	どんな相談でも、要望でも構いません。委員の方からも農家の方へお知らせくださるようお願いいたします。 2件目は、7月総会の日程についてです。 次回は、7月26日月曜日15時30分から、鎌倉市役所本庁舎4階402会議室で開催します。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和3年度第3回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 1番	小川 和己
議事録署名委員 2番	蘇野 清一